

我が国における国際水準 GAP の推進方策

令和4年3月

農林水産省

我が国における国際水準 GAP の推進方策

1. はじめに

GAP(Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理)は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組である。

平成 22 年、農林水産省は、食品安全、環境保全、労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産において特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成 22 年4月策定。以下「共通基盤ガイドライン」という。)を策定し、この共通基盤ガイドラインに基づく取組を都道府県において推進してきた。

平成 29 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)における食材の調達基準として GAP 認証等が採用され、東京大会への食材提供を目指し、生産現場における GAP の取組を推進してきた。その結果、生産現場における GAP の認知度が向上し、全国で GAP の取組が広がったが、我が国の農業の持続的な発展のためには、東京大会後も GAP の取組を引き続き、拡大していく必要がある。

このため、農林水産省は、輸出の拡大等により国際的な農産物の取引が増加していることなども踏まえ、現行の共通基盤ガイドラインに基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野の GAP の取組を、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の分野を加えた国際水準相当の GAP の取組に引き上げ、全国に普及することとし、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)において、「令和 12 年までにほぼ全ての産地で国際水準 GAP が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとした。

この実現に向けて、生産現場でどのように国際水準 GAP を推進していくべきかを検討するため、令和3年 11 月、GAP に係る農業者、有識者等の関係者からなる「国際水準 GAP 推進検討会」を設置した。本検討会では、国際水準 GAP の取組を推進するために目指す姿や具体的な取組に係る議論を行った。本推進方策は、この検討の成果をとりまとめたものであり、国際水準 GAP の取組拡大を図ることで我が国の農業の競争力強化と持続的な発展につなげることを目指す。

2. 基本的考え方

(1)GAP を取り巻く情勢

我が国に GAP が導入されて 10 年以上が経過し、サプライチェーンの複雑化、社会課題に対する意識の高まり等、GAP を取り巻く情勢は大きく変化している。

少子高齢化に伴う人口減少により国内の食の市場規模が縮小する一方、新興国の経済成長や人口増加に伴う市場規模の拡大が進んでいる中で、日本産の農林水産物・食品の輸出が拡大している。令和3年の農林水産物・食品の輸出額は1兆円を超え、今後、さらに輸出の拡大が進むと考えられる。我が国の農業が持続的に発展していくためには、農産物の輸出の拡大が不可欠であるが、輸出に際して輸出先国や取引企業から GAP の取組を求められることがあり、こうした動きは今後さらに進んでいくと考えられる。近年では、国際的に労働者の人権保護に配慮した原料調達が取引先から求められるほか、国内においても外国人材の受け入れにおける労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮、ジェンダー平等を踏まえた女性の活躍促進などが重要となっていることから、人権保護も含む国際水準 GAP の取組を生産現場に拡大していくことが重要となる。

また、農業における情報通信技術の導入が進み、ロボット、AI、IoT など先端技術を活用して超省力・高品質生産を実現するスマート農業の社会実装が現実のものとなり、農林水産省は、2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標としている。国際水準 GAP における日々の農作業を記帳する農場経営管理の取組は、データに基づく経営分析による農業の見える化につながり、情報通信技術を導入することでスマート農業の推進にも寄与するものである。

(2) 農業分野における国際水準 GAP の取組を通じた SDGs への貢献

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成されている。

政府としても「SDGs アクションプラン」(SDGs 推進本部決定)を策定して取組を推進しており、このプランにおける農業分野の取組の1つとして GAP 拡大の推進も盛り込まれている。GAP は、農業において持続可能性を確保するための取組であり、SDGs の理念との親和性が高い。加えて、国際水準 GAP は、人権保護及び農場経営管理の2分野を追加していることで、SDGs が目指す経済・社会・環境が調和した持続可能な世界の実現に幅広く貢献できる。社会全体で SDGs への対応が求められる中で、農業者が国際水準 GAP に取り組むことにより、自らが SDGs へ貢献していることを理解するとともに、その取組が実需者、

消費者などに広く知られるように発信していくことが重要である。

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月みどりの食料システム戦略本部決定)を策定した。本戦略は、SDGs や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減と生産力の向上を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すものである。国際水準 GAP の取組の推進は、持続可能な農業生産の取組を生産現場に普及するための主要な政策手法の1つであり、本戦略の目標達成に向けて国際水準 GAP の取組を生産現場に拡大していくことが重要である。

(3) 国際水準 GAP の取組基準の策定

GAP を取り巻く情勢を踏まえ、農林水産省は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たした国際水準 GAP を広く理解し、実践してもらうことができるよう、共通の取組基準を策定し、農業者などにわかりやすく普及する必要がある。

その基準については、国内外の法令などに準拠するとともに、実需者等から GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP などの第三者認証を求められた際に円滑に認証取得できるよう必要な取組項目を網羅するものとする。

なお、新たな基準の策定に伴い、共通基盤ガイドラインは廃止する。

また、食品安全、環境保全、労働安全などの各分野の取組は、それぞれ農業において喫緊の課題であり、農薬使用に係る法令遵守や農作業安全の徹底など個々の施策で進めているところであるが、国際水準 GAP はこれらを網羅するものであることから、こうした指導において国際水準 GAP の活用を今後も位置付けるとともに、GAP の普及拡大に合わせ、これらの個別課題への対応について関係者と連携して指導を進める。

(4) 都道府県 GAP の国際水準への引上げ

現在、第三者認証による GAP 認証の他に、都道府県で GAP の推進に活用されている都道府県 GAP は、共通基盤ガイドラインに準拠しており、令和3年3月末で39都府県が策定している。都道府県 GAP に基づく取組を行っている農業者は、令和3年3月末で2万経営体を超えており、我が国における GAP の普及に大きな役割を果たしてきた。今般、都道府県 GAP の策定の根拠となった共通基盤ガイドラインを廃止し、新たな基準を策定するに当たっても、GAP の普及については、引き続き、国と都道府県が一体感をもって推進していくことが重要である。

このため、都道府県に対しては、新たな基準に基づいた GAP 指導の実施を求めることと

し、引き続き、都道府県 GAP を存続する都道府県においては、今後、3年以内を目途として、現行の都道府県 GAP の取組内容を新たな基準に則して国際水準へ順次引き上げることがを求めていく必要がある。

なお、国は、存続する都道府県 GAP が国際水準に引き上げられたことを確認する。

3. 具体的な取組

(1) 国際水準 GAP に取り組む農業者のメリットの明確化

① 取組内容の標準化

国際水準 GAP に取り組むことは、農業者の自らの経営改善につながるだけでなく、SDGs への貢献など持続可能な農業生産を行っていることを実需者や消費者などに訴求可能なものであり、今後、ほぼ全ての産地で国際水準 GAP が取組まれるよう、共通の取組基準を、青果物、穀物、茶、飼料作物、その他非食用の分類別に「国際水準 GAP ガイドライン」として策定する。

あわせて、これから GAP を導入する農業者であっても戸惑うことなく取り組めることが不可欠であり、国際水準 GAP ガイドラインに基づく国際水準 GAP の取組を農業者が直ちに自らの経営において実践できるよう、取り組むべき標準的な内容を、農業者にわかりやすく整理した解説書を策定し、生産現場に具体的に示していく。

<具体的な取組>

- ・主要品目に対応した分類ごとの国際水準 GAP ガイドラインの策定
- ・国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組のわかりやすい解説書の策定

② 取組によるメリットの明確化

国際水準 GAP の取組は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に資するものであり、持続可能な農業生産につながる。加えて、国際水準 GAP の取組の過程で記帳等を行うことは、農業生産に係る様々なデータを農業者が蓄積することにつながる。これらのデータは、農業者が GAP に取り組んでいることの証明になるだけでなく、そのデータを活用することでコスト低減などの自らの経営改善につなげることが可能となるとともに、持続可能な農業生産を行っていることを実需者などとの取引、消費者へのアピールにもつなげることが可能となる。

こうしたデータは、紙媒体で記録するのではなく、デジタル化することで活用の幅が広がることから、国際水準 GAP の推進に合わせてデータのデジタル化と活用を進める。既に、様々な事業者が、スマートフォンのアプリなどの GAP の取組データの記録・管理ツールを提供しているところであるが、今後、農業者がこれらのツールにより国際水準 GAP

の取組データを簡易に記録・活用できるよう、国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組内容を標準化し、これらのツールへの導入及び利用拡大を図る。

また、農業者の国際水準 GAP の取組が、SDGs や環境負荷低減などに対してどのような形で貢献しているのか対応関係を整理することで見える化し、実需者との取引や消費者へのアピールに活用できる形で情報発信できる仕組みの構築のほか、J-クレジットをはじめとした環境認証の取組との連携などを検討する。

このほか、農薬使用の記録は、輸出先国の農薬の使用基準との確認に利用するなど、輸出にも活かすことができる。こうしたデータを活用した様々な取組とメリットについて、国際水準 GAP ガイドラインの解説書に記載するなどして、その活用を推進する。

さらに、みどりの食料システム戦略では、政策手法のグリーン化を推進するため、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指し、各種の補助事業において環境負荷低減に関する要件などを設定することとしており、その際、国際水準 GAP の活用を図る。

なお、データの利活用に当たっては、知的財産や個人情報の保護の観点にも留意することが必要である。

<具体的な取組>

- ・国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組データのデジタル化の促進
- ・国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組の SDGs や環境負荷低減などへの貢献の見える化

(2) 国際水準 GAP の取組拡大に向けた指導體制の構築

① GAP 指導員の育成・強化

現在、各都道府県では GAP 指導體制が構築されており、GAP の推進に大きな役割を果たしている。こうした指導體制が確保されていることは、農業者が実施する継続的な経営改善等の取組を支える上で非常に重要であり、国際水準 GAP の推進に当たっても、この体制を活用しながら、各都道府県において、指導対象とする農業者や指導方法等、生産現場における指導方針を明確にし、国際水準 GAP の指導ができる指導員を育成していく必要がある。

特に、取組をほぼ全ての産地に拡大していくためには、様々な農業者の経営形態、取組水準に応じた指導が必要となることから、国際水準 GAP ガイドラインに基づく取組について、わかりやすい解説書や GAP 導入動画、テキスト等の指導ツールを作成、充実するとともに、このようなツールを活用して指導する際の農業者へのコーチング技術についても、GAP 指導員に対する研修を通じて向上を図る。

また、今後、農業者が国際水準 GAP に取り組むことが、自らの経営においてメリットがあると実感してもらうためには、取組に関する様々なデータを記録し、活用していくことが重要であるが、このようなデータの記録を負担に感じる農業者も多い。データの記録・分析ができるスマートフォンのアプリなども出てきていることから、こうした分野に精通し、農業者を指導できる GAP 指導員を増やしていくため、今後、GAP 指導員への研修において、データの記録、活用に関する知識や技術の向上を支援する。

<具体的な取組>

- ・GAP 指導員を対象としたコーチング技術の向上を図るための研修の実施
- ・GAP 指導員を対象としたデータの記録、活用の能力向上を図るための研修の実施
- ・GAP 指導員を育成するための研修受講等に対する支援

②JA 等と連携した面的にまとまった取組の推進

国際水準 GAP の取組を拡大するためには、農業者集団や JA の生産部会等の面的にまとまった組織を基にして GAP に取り組む団体を増やしていくことが不可欠であり、そのためには、GAP の取組内容に精通するとともに、GAP を団体の取組として円滑に導入するためのルール作り等の組織マネジメント、団体の組織化の段階に応じた柔軟な指導など、団体の運営や組織作りに関する指導ができる GAP 指導員の育成が必要である。

GAP の取組は、規模の大小に関わらず自らの経営の見直しなどに有効であることから、JA の生産部会等の団体での面的な取組と併せて中小規模の農業者の取組を推進する。また、次世代の農業を担う若者が学ぶ農業高校や農業大学校における GAP の取組を推進する。

このため、JA や都道府県の GAP 指導員に対して、GAP に取り組む団体の運営等に関する指導ができるような研修の充実への支援や、国際水準 GAP に取り組む団体の認証取得に係る経費への支援を実施する。

<具体的な取組>

- ・GAP 指導員を対象とした団体の運営等に関する指導力向上のための研修の実施
- ・GAP 指導員を育成するための研修受講等に対する支援
- ・環境負荷低減に取り組むことを要件とした団体認証取得の支援

(3)実需者及び消費者の認知度向上に向けた取組

国際水準 GAP の取組を拡大するためには、その取組が農業者自らの経営改善などにつながるだけでなく、実需者や消費者から評価されることが最大のインセンティブになる。近年、実需者、消費者を含めた社会全体で、SDGs やエシカル消費への関心が高まる中で、国際水準 GAP に取り組む農業者が生産した農産物を取り扱い、購入することにより、SDGs

等に貢献できることを実需者や消費者に認知していただき、実需者の事業活動や消費者の購買活動につなげることが、国際水準 GAP の取組拡大のためには必要である。また、GAP に取り組むことが地域の持続性に貢献できることを地域住民にアピールすることは、地域との連携や取組の評価につながる。

GAP の推進に向けて、農林水産省では、これまでも、GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として募集し、農業者とのマッチングなどを進めてきたところである。こうした取引が ESG（環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字）に配慮した取組として評価されるなど、GAP パートナーの企業とも連携して、農業者による国際水準 GAP の取組を実需者との取引や消費者へアピールできる形で情報発信できる仕組みを構築する。

また、関係省庁と連携し、消費者理解の促進活動の一環として、国際水準 GAP に取り組み生産された農産物を購入することが SDGs に貢献できる取組であることを情報発信していく。

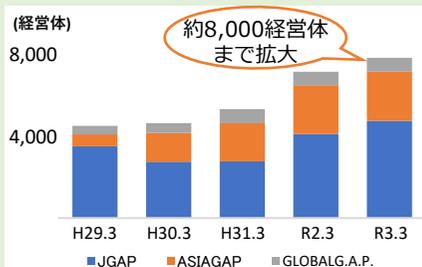
<具体的な取組>

- ・国際水準 GAP と SDGs の各ゴールとの対応の見える化
- ・農業者が SDGs への貢献を実需者、消費者等に発信できる仕組みの構築
- ・関係省庁と連携した消費者に対する情報発信の実施

我が国における国際水準GAPの推進方策（概要）

GAPを取り巻く情勢

- 東京オリパラ大会における食材の調達基準としてGAP認証等が採用されたことも契機にGAPの取組が全国で拡大



- SDGs（持続可能な開発目標）への世界的な関心が高まり、環境保全や人権保護等への配慮が重要な行動規範として浸透



- 輸出の拡大等で取引のグローバル化が進展し、取引先は労働者の人権保護に配慮した原料調達を重視
- スマート農業の社会実装が現実のものとなり、農業への情報通信技術の導入が進展
- みどりの食料システム戦略に基づく生産力向上と持続性の両立を目指す施策の推進

今後、農業の**持続可能性を確保**するためには、食品安全、環境保全、労働安全のほか、

- 国際的に求められる**人権保護への配慮**
 - 農場経営管理の実践とデータの利活用**
- を含めた**国際水準GAP**の取組が必要

基本方針

- 国際水準GAPに取り組むことで、農業者自らがSDGsに貢献できることを理解し、これを実需者・消費者にも広く発信。
- 国際水準GAPガイドラインの策定により我が国共通の取組基準を明確にするとともに、都道府県GAPの国際水準への引上げを進め、国と都道府県が一体となって国際水準GAPの取組を推進。



推進に向けた具体的な取組

○国際水準GAPの取組内容の標準化

- 国際水準GAPガイドラインを策定し、我が国共通の取組基準を示す。
 - ガイドラインに基づき取り組むべき標準的な内容を具体的に提示した解説書を策定。
- ➡ 新たにGAPを導入する農業者であっても、戸惑うことなく取組を実践

○OGAP指導體制の強化、面的取組の拡大

- コーチング技術やデータ活用に関する知識などを習得するためのGAP指導員向け研修を実施。
 - JA等と連携した団体での取組を推進するため、GAP指導員の指導力向上や団体認証の取得支援を実施。
- ➡ 効果的な指導と面的にまとまった取組により、産地での取組を拡大

○OGAPに取り組む農業者のメリットの明確化

- 取組データのデジタル化を促進し、簡易に記録・活用できるアプリなどの導入・利用拡大を図る。
 - 農業者のSDGsや環境負荷低減等への貢献が見える化し、情報発信できる仕組みを構築。
- ➡ 経営改善や取引での利用など取組データの活用の幅が広がる

○実需者・消費者のGAPの認知度向上

- SDGsへの貢献が見える化し、実需者との取引や消費者へのアピールに活用。
 - GAPパートナーや関係省庁と連携して消費者に対して「GAP＝農業のSDGs」を情報発信。
- ➡ 実需者や消費者に取組が評価され、事業活動や購買活動につながる

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）に掲げる

「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施」の実現

国際水準GAPの取組を通じたSDGsへの貢献

国際水準GAP の5分野	持続可能な開発目標とターゲット
<p>食品安全</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (2.1、2.4) 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する (3.9) 12. 持続可能な生産消費形態を確保する (12.4)</p> 
<p>労働安全</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (2.4) 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する (3.6) 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する (8.5、8.8)</p> 
<p>環境保全</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (2.4) 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する (3.9) 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する (6.3、6.6) 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する (7.2、7.3) 9. 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る (9.4) 12. 持続可能な生産消費形態を確保する (12.2、12.4、12.5) 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (13.1、13.3) 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する (14.1) 15. 劣化した土地を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力 (15.1、15.3、15.8)</p> 
<p>人権保護</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (2.4) 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う (5.1、5.5) 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する (8.5、8.7、8.8)</p> 
<p>農場経営管理</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (2.4) 4. すべての人々への、包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (4.4) 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する (8.5、8.8) 12. 持続可能な生産消費形態を確保する (12.8) 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (13.1) 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する (17.17)</p> 